

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年7月2日  
世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「令和4年（2022年）版資源・ごみの収集カレンダー」の戸別配布業務委託（単価契約）

#### (2) 業務内容

「令和4年（2022年）版資源・ごみの収集カレンダー」を世田谷区内の全世帯及び全事業所（公共施設及び区長の許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託している事業所を除く）に配布する。

##### ①配布物の種類

住所地により41種類あり（表紙にNo. 1～41の付番）。

##### ②配布物の大きさ・重量

A4判（A3判2つ折り、中綴じ）、約60グラム／部

##### ③配布予定数量

550,000部

##### ④配布期間

ア．一斉配布期間（配布漏れ及び誤配等の対応含む）

令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

イ．配布漏れ及び誤配布等のフォロー期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

※令和3年12月30日（木）～令和4年1月3日（月）は除く。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

※令和4年度及び令和5年度においても本件と同様の業務について、本プロポーザルで選定された候補者と随意契約を行う。なお、契約は年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及び令和4年度以降については前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 東京都内の自治体において、行政刊行物の配布（20万部以上）の実績があること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得していること。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 都道府県民税・市町村税等に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実績
- (2) 業務遂行能力
  - ① 配布計画の実効性
  - ② 配布物の管理体制
  - ③ 配布員への研修体制
- (3) 見積り金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

電話：03-6304-3253 FAX：03-6304-3341

#### (2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和3年7月2日（金）～令和3年7月15日（木）
- ② 場 所 世田谷区ホームページ及び上記（1）

※ホームページ掲載箇所

[目次から探す](#)→[暮らし・手続き](#)→[ごみ・リサイクル](#)→[お知らせ](#)

- ③ 方 法 区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布  
※窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

#### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和3年7月15日（木）午後5時（時間厳守）
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

#### (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和3年8月17日（火）午後5時（時間厳守）
- ② 提出場所 (1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、祝日を除く）。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案書等に虚偽の記載をした場合には提出された提案書等を無効とする。
- (8) 詳細は説明書による。